

○国土交通省令第 号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第四十五条第一項第三号、第四十九条第一項第四号及び第五十一条第一項第一号の規定に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | |
|-----|--|
| 改正後 | <p>(法第四十五条第一項第三号の国土交通省令で定める年齢その他の要件)</p> <p>第五条 法第四十五条第一項第三号の国土交通省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のすべてに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 同居する者が<u>ない者</u>であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(入居者の募集方法)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 独立行政法人都市再生機構に関する省令(平成十六年国土交通省令第七十号)第二十六条第一項の規定は、前項の公募について準用する。</p> |
| 改正前 | <p>(法第四十五条第一項第三号の国土交通省令で定める年齢その他の要件)</p> <p>第五条 法第四十五条第一項第三号の国土交通省令で定める年齢その他の要件は、次の各号のすべてに該当することとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次に掲げる要件のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 同居する者が<u>ない者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。以下同じ。)</u>であること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(入居者の募集方法)</p> <p>第二十二条 (略)</p> <p>2 独立行政法人都市再生機構に関する省令(平成十六年国土交通省令第七十号)第二十五条第一項の規定は、前項の公募について準用する。</p> |

附 則

この省令は、公布の日から施行する。